

判決年月日	平成16年9月6日	担当部	東京高等裁判所 知的財産第2部
事件番号	平成15年(行ケ)564号		
商標法4条1項15号違反を理由に商標登録を無効とした審決を取り消した例			

本件で問題となった登録商標(本件商標, 商標権者: 原告)は, 馬に乗ったポロ競技者を表した図形の下に「U.S.P.A」の文字を配してなるもので, 指定商品を旧別表第20類「家具, 畳類, 建具, 屋内装置品, 屋外装置品, 記念カップ類, 葬祭用具」として, 平成4年に登録出願され, 平成9年に設定登録された。これに対し, ラルフ・ローレンの「P O L O」(ポロ)の商標で知られる被告が無効審判を請求し, 特許庁は, 本件商標の構成中の馬に乗ったポロ競技者の図形(本件商標の図形部分)は, 被告の商品であることを示す商標として著名となっているマレットを振り上げたポロプレイヤーの図形(引用商標)と類似性が高く, 本件商標を指定商品に使用した場合には, その商品がラルフ・ローレンに係る商品であるかのように誤信されて商品の出所について混同を生ずるおそれがある(商標法4条1項15号)として, 本件商標の登録を無効とする審決をした。

判決は, 本件商標の図形部分は, 外観上, 引用商標と非類似であり, 本件商標と引用商標とは全体として非類似の商標であるとした上で, 本件商標を指定商品に使用した場合に, 引用商標の著名性によって商品の出所についての混同が生ずるおそれがあるか否かに検討を進め, 引用商標は, ファッション関連の商品については著名性が認められるが, 本件商標の指定商品の分野において著名であるとまでは認められないこと, ファッション関連商品分野における引用商標の著名性に基づいて, ファッション関連以外の商品分野でも商品の出所の混同が生ずる可能性がないとまではいえないが, 引用商標がラルフ・ローレンの「P O L O」ブランドに使用される図形として有名となった等の事情が認められる本件においては, 本件商標の構成中にラルフ・ローレンや「P O L O」とは無関係の「U.S.P.A」の文字があることは, ラルフ・ローレンや「P O L O」への連想を妨げ, 被告ではない商品の出所を認識させる可能性が高いなどとして, 商品の出所混同が生ずるおそれはないと判断し, 審決を取り消した。